

## 過去5年間の沢水等モニタリングの取りまとめ

## 1) 目的

住民が飲用する沢水等の放射性物質濃度等を確認すること。

## 2) 調査対象

9市町村(飯舘村、大熊町、葛尾村、川内村、川俣町、田村市、浪江町、楡葉町、広野町)の計 182 箇所。

平成 29 年度調査は、8市町村(飯舘村、大熊町、葛尾村、川内村、田村市、浪江町、楡葉町、広野町)の計 142 箇所。

## 3) 実施期間および測定頻度

- 平成 24 年 12 月～平成 26 年 3 月:1ヵ月ごと  
※一部の地域・期間は1日ごと、3ヵ月ごと、1年ごと
- 平成 26 年 4 月以降:3ヵ月ごと  
※一部の地域は1ヵ月ごと、1年ごと

## 4) 測定方法

- 各測定点の沢水等を採取し、ろ過前の放射性物質濃度(放射性セシウム(Cs-134、Cs-137)濃度)等を測定。
- 放射性セシウムが検出された場合、サンプリング水をろ過した後に再測定。

## 5) 測定結果・考察

- ろ過前の測定ではほぼ全ての箇所で不検出<sup>※1</sup>(全 9020 検体中 8963 検体で不検出(99.4%):図1)。
- ろ過後の測定では全箇所で不検出<sup>※1</sup>(全 57 検体中 57 検体で不検出:図1)。
- 平成 25 年 9 月以降、全箇所で飲料水の規格基準等<sup>※2</sup>を下回っている。
- 年々検出割合が減少しており、今年度は全測定点で放射性セシウムが検出されなかった(図2)。

※1 放射性セシウムの検出下限値は Cs-134、137 ともに 1Bq/L

※2 食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準(飲料水)(平成 24 年 3 月 15 日厚生労働省告示第 130 号)

放射性セシウム(Cs-134、Cs-137 合計):10Bq/L

水道水中の放射性物質に係る目標値(水道施設の管理目標値)(平成 24 年 3 月 5 日付け健水発 0305 第 1 号厚生労働省健康局水道課長通知)

放射性セシウム(Cs-134、Cs-137 合計):10Bq/L

## 6) 今後の対応

5年間の調査より、全体的には放射性セシウムが検出されないことが確認されたため、測定箇所の重点化を図り、今後の測定は5市町村(飯舘村、大熊町、葛尾村、川内村、浪江町)の 15 箇所について継続して測定する。

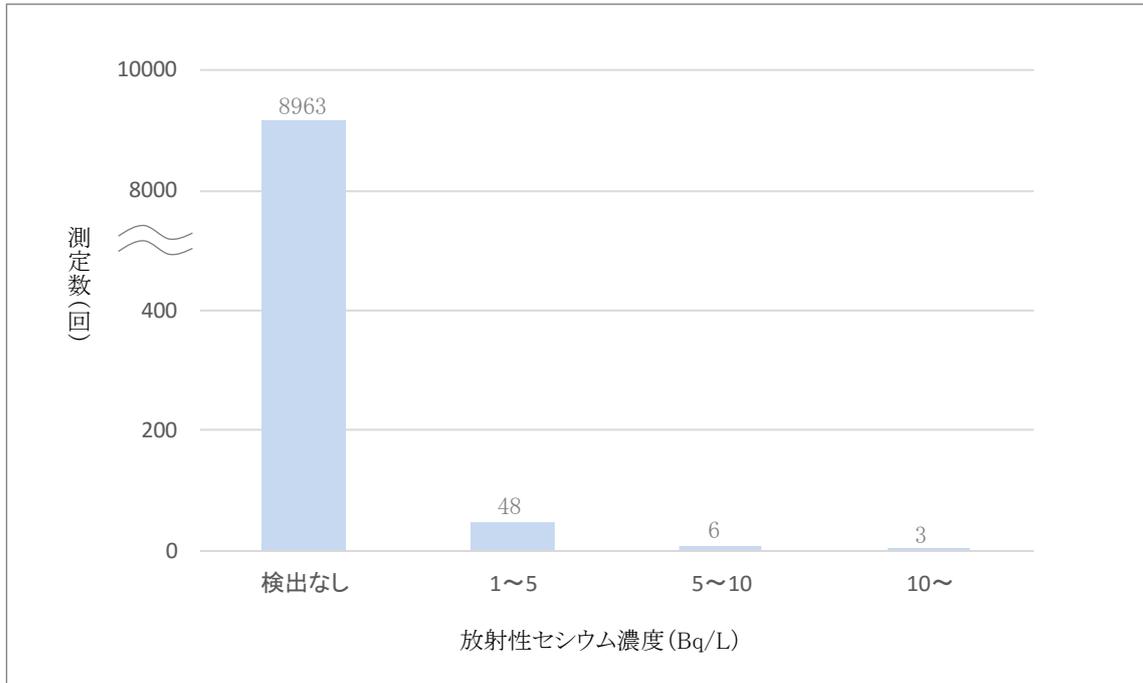


図 1 沢水モニタリングにおける放射性セシウム濃度別のヒストグラム

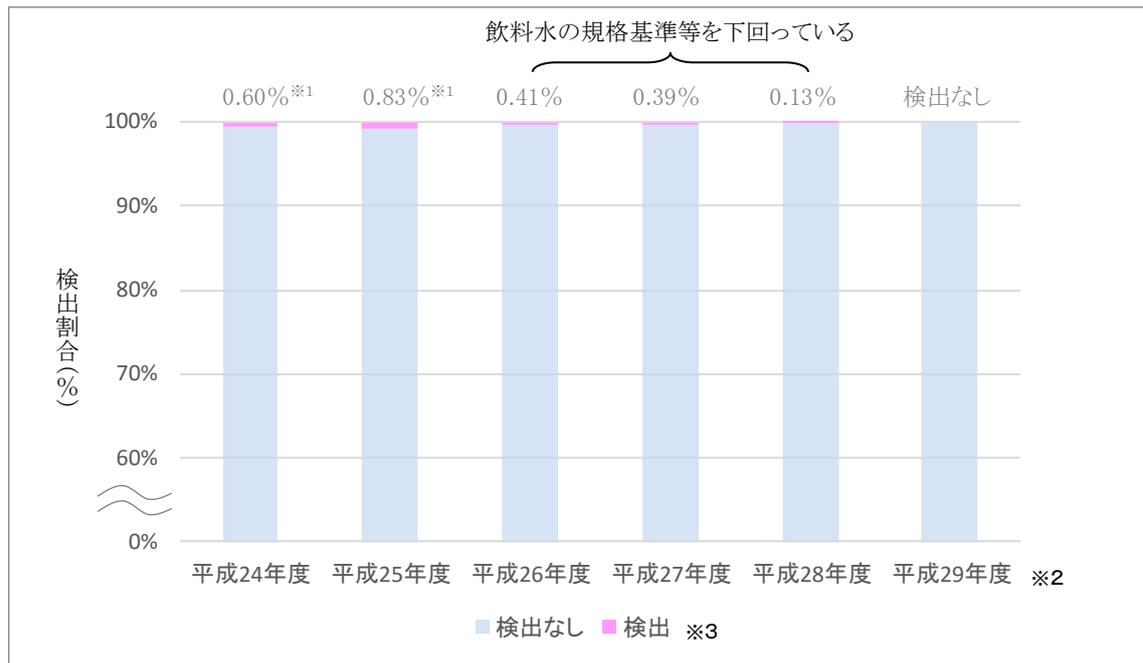


図 2 沢水モニタリングにおける放射性セシウム検出割合の推移

※1 平成 24 年度、平成 25 年度に飲料水の規格基準等を超えたのは合計3件のみ。

※2 測定期間：平成 24 年 12 月～平成 30 年 2 月

※3 検出下限値:1Bq/L

<参考>平成24年12月～平成30年2月の調査箇所(9市町村182箇所)

